

令和2年度補正予算
鳥獣被害防止総合対策交付金
鳥獣被害防止対策促進支援事業
(ジビエ利用拡大推進事業)
公募要領

令和3年2月

農林水産省農村振興局
農村政策部鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室

鳥獣被害防止総合対策交付金の鳥獣被害防止対策促進支援事業のうち ジビエ利用拡大推進事業公募要領

第1 趣旨

鳥獣による農林水産業等に係る被害については、鳥獣の生息分布域の拡大、農山漁村における過疎化や高齢化の進展による耕作放棄地の増加等に伴い、中山間地域等を中心に全国的に深刻化しています。また、鳥獣による農林水産業等に係る被害は、農林漁業者の経営意欲の低下等を通じて、耕作放棄地の増加等をもたらし、これが更なる被害を招く悪循環を生じさせています。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「特措法」という。）第10条の2では、国は、鳥獣の食品としての利用等その有効利用の促進を図るため、需要の開拓の取組等に対する支援等の措置を講ずるものとされています。

本事業は、野生鳥獣肉（ジビエ）のさらなる活用や需要拡大を図るためには、ジビエの処理加工施設や実需者との連携強化が必要であることから、ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組について、様々な機関等で構成されるコンソーシアム方式での取組を支援するものです。

第2 事業の内容

本事業は、処理加工から流通までの関係者で構成される検討体制（コンソーシアム）を構築し、野生鳥獣肉（ジビエ）等の流通段階での取扱量を拡大するための調査、商品開発、広報・普及啓発等に向けた取組を総合的に実施できるものとします。

（1）流通拡大のための検討体制の構築

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表7の採択要件1に定める者から構成されるジビエ利用拡大推進コンソーシアムを構築し、運営方針を協議するとともに、以下の（2）～（8）に係る実施方針を検討し、実践することができるものとします。

（2）ジビエの利用拡大に向けた会議

コンソーシアムの構成機関を参集する会議を1回以上開催し、ジビエの利用拡大に向けた取り組み等を検討する会議を開催することができるものとします。

（3）流通業者及び実需者等を対象としたジビエ利用及び購入に関する意向調査、流通に関する課題調査

ジビエの利用拡大に向けて流通業者、実需者等を対象とした各種調査、結果の取りまとめ、分析等を実施できるものとします。

（4）流通業者を対象としたジビエ処理加工現場での現地調査

ジビエの利用拡大に取り組む流通業者が、ジビエの処理加工の状況について、現地見学、現地調査等を実施できるものとします。

- (5) 実需者を対象とした処理加工施設や加工場のプロモーション関連動画やリーフレット等の情報提供資料の作成
実需者のジビエに関する理解を深め、取扱いを促すため、プロモーション動画やリーフレットにより、処理加工施設や加工場の品質管理、衛生管理等の情報提供に関する取組を実施できるものとします。
- (6) ジビエ意向調査を踏まえたジビエ加工製品等の試作、開発
実需者の意向を踏まえ、ジビエの加工製品等の試作や開発ができるものとします。
- (7) 流通業者や実需者を対象としたジビエ加工製品等の試食会及びマッチング
流通業者や実需者を対象に試作、開発したジビエ加工製品等の試食会や外食産業等とのマッチング会開催ができるものとします。
- (8) その他事業の目的の達成のために必要な取組
上記のほか、事業の目的を達成するために必要な取組については、コンソーシアムで検討の上、実施できるものとします。但し、事業実施計画書に事業内容、事業規模等の記載が必要です。

第3 応募者の資格等

1 応募者の資格

本事業の応募者は、民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人、国立研究開発法人及び協議会（民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人又は国立研究開発法人等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある協議会とし、事業実施及び会計手続を適正に行う体制を有しているものとする。）とします。

2 コンソーシアムの要件

コンソーシアムは、民間企業その他、地方公共団体、野生鳥獣の捕獲、処理加工、供給及び消費に取り組む民間団体等から構成するものとし、事業内容の実施方針を協議する前までに確実に構築することとします。

第4 交付金の交付限度額、補助率

交付金の交付限度額は1コンソーシアムあたり10,000千円を限度とし、補助率は定額とします。

なお、申請のあった金額については、交付対象経費の精査により減額することもあるほか、事業で収益を得る場合には、当該収益分に相当する金額の返還が必要となります。

第5 事業実施期間

事業実施期間は、交付決定の日から令和3年3月31日までとします。

第6 交付対象経費の範囲等

交付の対象となる経費は、事業の実施に直接必要な経費及び成果の取りまとめに必要な経費のうち、以下の1から7までのとおりです。

申請に当たっては、事業実施期間中における所要額を算出していただきますが、交付対象となる交付金の額は、申請書類に記載された事業実施計画等の審査の結果、決定されることとなります。

また、必要経費については、円単位で積算することとします。

ただし、事業実施上不用又は過度と認められる経費は交付対象外とします。

1 消耗品費

「消耗品費」とは、事業を実施するための原材料、消耗品、消耗器材、薬品類、各種事務用品等の調達に必要な経費です。

2 旅費

「旅費」とは、事業を実施するための事業実施主体又はその委託を受けた者が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施のための旅行に必要な経費です。

3 謝金

「謝金」とは、事業を実施するための資料整理、調査補助、専門的知識の提供、資料収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費です。

謝金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当な単価を設定する必要があり、その謝金の単価の設定根拠となる資料を、公募申請の際に提出していただきます。

なお、事業実施主体又はその委託を受けた者が雇用した者に対しては、謝金を支払うことはできません。

4 賃金

「賃金」とは、雇用者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）です。

賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務について、支払の対象とします。事業実施に関係のない既存の業務に対する支払はできません。

賃金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当なものを設定する必要があり、賃金支給に係る規則及び設定根拠となる資料を、公募申請の際に提出していただきます。

なお、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）の定めるところにより取り扱うものとします。

5 役務費

「役務費」とは、事業を実施するための、それだけでは本事業の成果とは成り得ない器具機械等の各種保守、翻訳、鑑定、設計、分析、試験、加工等を専ら行

うために必要な経費です

6 委託費

「委託費」とは、本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費です。

委託を行うに当たっては、第三者に委託することが合理的かつ効果的な業務に限り実施することができます。この場合、事業実施計画の承認申請の際に2者以上の見積書を提出していただきます。

ただし、委託費は、交付金の額の50%を超えることはできません。また、事業の根幹を成す業務を委託することはできません。

7 その他

「その他」とは、事業を実施するための、設備・機材等の賃借料、労働者派遣事業者から補助者の派遣を受けるための経費、臨時に補助者を雇用するための経費（賃金を除く。）、物品購入費、文献購入費、通信運搬費（切手、運送費等）、複写費、印刷製本費、会議費（会場借料等）、自動車等借上料、事業成果を学会誌等に発表するための投稿料、各種手数料、収入印紙代等の雑費など、他の費目に該当しない経費です。なお、取得単価が、50万円以上の物品等については、事業実施計画の承認申請の際に2社以上の見積書、カタログを提出していただきます。

第7 事業実施主体及び事業計画書の審査

第12により提出された応募申請書類について、次に掲げる方法及び手順により審査します。

1 審査の方法及び手順

(1) 書類確認

応募の要件（応募者の資格、交付申請金額、事業期間、重複申請の制限等）について、農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課（以下「鳥獣対策・農村環境課という」）において、要件を満たすことを確認します。

なお、応募の要件を満たしていないものについては、以下の審査の対象から除外します。

(2) 書類審査

2に定める審査委員会において、審査を行います。

(3) 最終審査

書類審査の評価結果を踏まえ、交付金交付候補者を選定します。

(4) 交付金交付候補者の決定

審査委員会による審査結果は農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）に提出され、農村振興局長は、交付金交付候補者を最終決定します。

2 審査委員会

農林水産省農村振興局に設置する鳥獣被害防止総合対策交付金審査委員会（以下「審査委員会」という。）は、外部有識者を含む審査委員（以下「委員」とい

う。)により、審査を行います。

また、委員は、委員として取得した一切の情報を、委員の職にある期間だけでなく、その職を退いた後であっても第三者に漏洩しないこと、当該情報を善良な管理者の注意義務をもって管理すること等の秘密保持義務を遵守することとされています。

なお、審査の経過は通知しません。提出された事業実施計画の書類等の資料は、応募者に一切返還しません。

3 審査の観点

審査委員会における審査の具体的な観点は以下のとおりです。

なお、応募申請書類の提出から過去3年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項に基づき交付決定の取消があった応募団体の場合は、この旨を審査に反映します。

また、審査の方法や手順、観点については、変更される場合があります。

(1) 実施内容

- ア 事業実施計画において、第2に示す事業内容がすべて記載されているか。
- イ 本事業の趣旨を十分に理解・把握した提案を行っているか。また、偏った内容の計画となっていないか。
- ウ 事業内容及び手法が明確であり、効果を高める工夫が見られるか。

(2) 実施計画

- ア 事業の実実施計画及び実施体制が具体的に示されているか。
- イ 事業の実実施方法及びスケジュールに無理がなく、実現性があるか。
- ウ 事業内容に照らして、資金計画（積算内訳）が妥当なものであるか。

(3) 応募者

- ア 応募者は、流通に関する取組に高い実績を有しているか。（ジビエの取り扱いの有無は問わない）
- イ 応募者は、事業実施上、適正な会計手続を行い得る体制を有しているか。
- ウ 応募者は、事業を実施する能力・体制を有しているか。

4 審査結果の通知等

審査の結果については、交付金交付候補者が最終決定し次第、速やかに応募者に対してその旨通知します。

最終決定された交付金交付候補者については、その名称及び事業名を農林水産省のホームページ等で公表します。

第8 事業の実施及び交付金の交付に必要な手続き等

第7の4により交付金交付候補者の最終決定の通知を受けた応募者は、速やかに事業の実施及び交付金の交付に必要な手続を行うこととなります。

- 1 事業の実施手続については、実施要綱及び鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）に基づき事業実施計画書を提出していただきます。提出された事業実施計画書を審査した結果、適当であると認められた場合には、当該事業実施計画書の承認

通知をします。

- 2 交付金の交付手続については、事業実施計画書の承認後、鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 生産第 9422 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に基づき交付申請書を提出していただきます。提出された交付申請を審査した結果、適当であると認められた場合には、交付決定の通知をします。
- 3 なお、事業実施計画書及び交付申請書の内容については、審査の過程で修正していただくことがあります。

第 9 事業の開始時期等と交付金の支払い

事業の開始時期は、原則、交付決定の日からとし、事業完了後、交付要綱に基づき実績報告書に必要書類を添付し、事業完了の日から 1 か月を経過した日又は 4 月 10 日のいずれか早い日までに提出していただきます。その後、提出された実績報告書等について審査し、実際に使用された経費について交付金の額を確定した後、交付金の額の確定通知書を送付するとともに交付金を支払います。

第 10 重複申請等の制限

応募者が次のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外され、又は交付金交付候補者の最終決定若しくは交付金の交付決定が取り消されます。

- 1 同一の内容で、既に国から他の補助金等の交付を受けている場合又は採択が決定している場合
なお、国の他の補助金等について採択が決定していない段階で、この事業に申請することは差し支えありません。

- 2 不適正経理に伴う応募資格の停止の場合

競争的研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除等に関する指針（平成 17 年 9 月 9 日付け競争的研究資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）に準じて、不適正経理があった者については、一定期間、本事業への参加は認められません。

第 11 事業実施主体の責務等

第 8 の 2 により交付金の交付決定を受けた事業実施主体は、事業の実施及び交付される交付金の執行に当たって、以下の事項について遵守することとします。

- 1 事業の実施

事業実施主体は、関係法令、実施要綱等を遵守し、効果的かつ効率的な事業の実施に努めなければなりません。

- 2 交付金の経理

交付を受けた交付金の経理に当たっては、次の点に留意する必要があります。

- (1) この交付金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律が適用されます。
- (2) 事業実施主体は、事業の一部を委託した際の委託費も含めて、交付金全体

の適切な経理を行わなければなりません。

(3) 事業実施主体は、交付金の使用に当たっては、国の契約及び支払に関する諸規程の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めなければなりません。

3 調査

事業実施期間中、鳥獣対策・農村環境課は、事業の目的が達成されるよう、事業実施主体に対し、必要な指導及び助言を行うとともに、事業の進捗状況について必要な調査（現地調査を含む）を行います。

事業実施主体は、交付要綱に基づき事業年度途中における事業の進捗状況及び交付を受けた交付金の使用状況を農林水産大臣に報告しなければなりません。

4 評価

事業実施主体は、本事業終了後に、事業成果の波及効果や活用状況等に関する評価を行わなければなりません。

5 取得財産の管理

本事業により取得した事業設備等の財産の所有権は、事業実施主体に帰属します。ただし、財産管理、処分等に関して、次のような制限があります。

(1) この事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って効果的な利用を図らなければなりません。

(2) この事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち1件当たりの取得価額50万円以上の財産については、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に規定する処分の制限を受ける期間において、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する必要があるときは、事前に、農林水産大臣の承認を受けなければなりません。

なお、農林水産大臣から承認を受けた財産の処分によって得た収入については、交付を受けた交付金の額を限度として、その全部又は一部を国庫に納付させることがあります。

6 知的財産権の帰属等

この事業により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム、データベースに係る著作権、成果物等）は、発明者個人に帰属します。

なお、農林水産省又は農林水産省が指定する者に対しては、作成した成果物については一式を農林水産省に提出すること及び無償使用を許可するものとし、その他第三者に対しては、担当部署と事前協議の上、無償使用を許可するものとし、

ただし、この事業により得られた特許、実用新案登録、意匠登録等の権利を取得した場合又は実施権を設定した場合は、農村振興局長に報告しなければなりません。なお、農林水産省は、特許等の取得状況を自由に公表できるものとします。

また、事業実施期間中及び事業実施期間終了後5年間において、この事業により得られた知的財産権の全部又は一部の譲渡を行おうとする場合は、事前に農村

振興局長に報告しなければなりません。

なお、この事業により取得した知的財産権は、事業実施主体の職務発明規程等に基づき、発明者の所属機関に承継させることができます。

7 収益状況の報告及び収益の納付

事業実施期間中及び事業実施期間終了後5年間は、毎年度、本事業の成果の実用化等に伴う収益の状況を、収益の有無にかかわらず、農村振興局長に報告しなければなりません。

また、事業実施期間終了後5年間において、事業成果の実用化、知的財産権の譲渡又は実施権の設定、その他当該事業の成果の他への供与により相当の収益を得たと認められた場合には、交付を受けた交付金の額を限度として、その収益の全部又は一部を国庫に納付させることがあります。

8 事業成果等の報告及び発表

この事業の成果及び交付を受けた交付金の使用結果については、事業終了後に、必要な報告を行わなければなりません。なお、農林水産省は報告のあったこの事業の成果を公表できるものとします。

また、事業の成果については、農業関係者、国内外の学会、マスコミ等に広く公表し、積極的に事業成果の公開・普及に努めなければなりません。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、本事業による成果であること及び論文の見解が農林水産省の見解ではないことを必ず明記するとともに、公表した資料を農林水産省に提出しなければなりません。

9 その他

その他国の法令等により義務が課せられることがあります。

第12 応募方法等

1 応募申請書類

応募申請書類チェックシートに掲げる書類を作成し、必要部数を以下の応募期間内に提出して下さい。

また、必要に応じて追加資料の提出依頼や、選定審査委員会に向けたヒアリングを行うことがありますので御留意願います。

2 応募方法

応募期間及び提出先（問合せ先）は以下のとおりです。

(1) 応募期間

令和3年2月9日（火）～令和3年2月26日（金）（必着）

(2) 提出先（問合せ先）

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室

TEL：03-3502-8111 内線5491

FAX：03-3502-7587

ただし、問合せについては、月曜日から金曜日まで（祝祭日を除く。）の午前9時30分～午後4時30分（正午から午後1時までを除く）とします。

(3) 応募申請書類の部数等

次に掲げる書類（必要部数は応募申請書類チェックシートのとおりです。）を「申請書受付通知はがき」と併せて1つの封筒に入れ、“ジビエ利用拡大推進事業公募申請書在中”と表に朱書きをして提出してください。

なお、提出書類は返却しません。また、機密保持には十分配慮します。

第13 審査スケジュール

審査実施時期：令和3年3月上旬予定

応募者への連絡：令和3年3月中旬予定